

Ⅲ. 令和5年度
体系別事業計画
及び令和4年度実績一覧

Ⅲ. 令和5年度体系別事業計画及び令和4年度実績一覧（令和5年4月1日時点）

1. 消費者行政の総合調整

(1) 総合調整

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R5年度	R4年度	
奈良県消費生活審議会及び部会の運営 (奈良県消費生活条例)	消費生活の安定及び向上に関する施策の基本的事項、その他施策の実施に関し、重要な事項を調査・審議するため消費生活審議会の適正な運営を図る。 また、消費者教育に関する施策の企画・立案を調査・審議するため、必要に応じて部会を設置し、適正な運営を図る。 【構成】消費者、事業者、学識経験者からなる委員及び専門委員 【R4年度実績】1回開催（R5.3.17） 【R5年度予定】2回開催	439	439	消費・生活安全課 消費者行政係
消費生活条例普及推進事業	消費者、事業者といった県民に対し「条例」の基本的な考え方や内容について広報し、「消費者の意識向上」「事業者の法令遵守意識向上」「条例の実効性確保」「規制内容の周知」を図るとともに、条例違反の事業者には行政指導を行う。	—	—	消費・生活安全課 消費者行政係

(2) 関係機関等との連携

市町村との連絡調整 (消費者基本法、奈良県消費生活条例)	市町村との連携を密にし、消費者行政の円滑、効果的な推進を図る。 1. 市町村消費者行政担当課長会議の開催 【R4年度実績】R4.9.1開催 ・消費生活相談の状況について ・特殊詐欺被害の状況及び対策について ・見守りネットワークの設置について ・消費者行政強化交付金の活用について 【R5年度予定】1回開催 2. 市町村消費者行政担当職員研修会の開催 【R4年度実績】開催なし 【R5年度予定】必要に応じて開催を検討 3. 消費生活相談緊急情報等の提供 4. 相談事例等の情報収集	42	48	消費・生活安全課 消費者行政係
関係機関との連絡調整 (消費者基本法、奈良県消費生活条例)	消費者庁、厚生労働省、金融庁、経済産業省近畿経済産業局、農林水産省近畿農政局、公正取引委員会、近畿各府県、消費者団体、業界団体、県各部署等との連絡調整・会議	259	176	消費・生活安全課 消費者行政係
『消費者行政の概要』の作成	県の消費者行政の概要を体系的にまとめ、県関係課、市町村等と協力・連携し、消費者行政施策を円滑に展開する。 【R4年度実績】200部作成 【R5年度予定】200部作成	139	81	消費・生活安全課 消費者行政係
消費者安全確保地域協議会 (奈良県見守りネットワーク)の運営、会議の開催	高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった方の消費者被害を防止するため、福祉関係者や医療関係者、警察や消費者団体、民間事業者、自治会など、地域で見守る多様な団体と連携・協力し、消費者被害のない安全安心な社会の構築に取り組む。 【R4年度実績】開催なし（次年度に延期） 【R5年度予定】第1回を開催	730	—	消費・生活安全課 消費者行政係
消費者団体の育成	消費者、事業者、消費者団体、専門家、関係機関が連携・協力して消費者問題に当たっていくためのネットワークを設立し、消費者被害のない安全安心な社会の構築に取り組む。	—	—	消費・生活安全課 消費者行政係 消費生活センター

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 5年度	R 4年度	
奈良県食品安全・安心推進本部の運営 (食品衛生法、食品表示法、景品表示法、農薬取締法他各関係法令)	「なら食の安全・安心確保の推進基本方針」に基づく各種施策の総合的かつ効果的な推進を図るため、「奈良県食品安全・安心推進本部」の下、関係部局・課等の相互の連携を強化する。	—	—	消費・生活安全課食品安全推進係
市町村消費者行政活性化助成事業交付金	市町村が行う消費者行政活性化事業の取組を支援する。 市町村では、消費生活センターの新設をはじめ消費生活相談窓口の拡充等相談体制の整備に取り組む。 また、相談員のレベルアップのための研修参加を支援する。 住民を対象にした消費者教育や啓発等に取り組む。	60,155	25,249	消費・生活安全課消費者行政係

(3) 消費者意向の反映

消費者等との意見交換促進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県食品安全・安心懇話会の運営 県内の生産者、製造・加工業者、流通業者、消費者代表者及び学識経験者等からなる懇話会を設置し、意見交換を行うとともに食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たって県民の意見を反映する。 ・リスクコミュニケーションの実施 食の安全に関し、コミュニケーションの推進を図り、消費者への情報提供の充実を促進する。 <p>【R 4年度実績】 食品衛生に関する動画を作成して県ホームページに掲載した。</p>	804	822	消費・生活安全課食品安全推進係
----------------	--	-----	-----	-----------------

2. 消費生活相談等の充実

(1) 苦情・相談対応体制の整備

消費生活情報ネットワークの構築 (消費者基本法)	<p>独立行政法人国民生活センターと県内の消費生活相談窓口を結ぶ全国消費生活情報ネットワーク・システム(P I O - N E T)を活用して全国の消費生活情報を共有することにより、相談業務の円滑化を推進する。</p> <p>独立行政法人国民生活センター</p> <ul style="list-style-type: none"> — 奈良県消費生活センター — 奈良県消費生活センター中中和相談所 — 奈良市消費生活センター — 大和高田市消費生活センター — 大和郡山市消費者センター — 天理市消費生活センター — 橿原市消費生活センター — 桜井市消費生活センター — 御所市消費生活相談窓口 — 生駒市消費生活センター — 香芝市消費生活センター — 葛城市消費生活相談窓口 — 平群町消費生活相談窓口 — 三郷町消費生活相談窓口 — 斑鳩町消費生活相談窓口 — 安堵町消費生活相談窓口 — 川西町消費生活相談窓口 	—	—	消費生活センター 同中中和相談所
-----------------------------	--	---	---	---------------------

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 5年度	R 4年度	
	<ul style="list-style-type: none"> —— 三宅町消費生活相談窓口 —— 田原本町消費生活相談室 —— 上牧町消費生活相談室 —— 王寺町消費生活相談室 —— 広陵町消費生活相談窓口 —— 河合町消費生活相談室 			
市町村消費者行政の体制整備 (奈良県消費生活条例)	市町村と県との連携を図り、県消費生活条例に基づいた消費者行政の体制整備を行う。 ・消費生活相談窓口の設置拡充等 ・窓口設置数 28か所 ・窓口設置市町村数 39(全)市町村	—	—	消費・生活安全課消費者行政係
市町村の相談窓口の支援	県消費生活センターに市町村支援のための消費生活相談員や弁護士等を配置し、市町村の解決困難事案を支援する。 県消費生活センターに市町村相談員専用ダイヤルを設置し、市町村からの問い合わせに対応し、必要に応じて相談員を派遣し、困難事案の相談処理に協力する。 また、相談員のための弁護士相談を実施していない市町村向けに弁護士等による相談を月2回実施する。	495	495	消費生活センター
消費生活相談事業 (奈良県消費生活条例、奈良県消費生活センター条例)	商品やサービスの購入等、消費生活全般についての相談事業を行うとともに、苦情処理に係る商品テストを実施し、消費者からの相談の解決を図る。また、市町村を含む県内の消費生活相談員の資質向上を図るため、定期的に事例研究会等を開催する。 【R 4年度実績】相談件数(奈良) 3,333件 (中南和) 1,371件 商品テスト件数 3件 苦情処理事例研究会 11回 相談員研修会 集合3回 【R 5年度予定】苦情処理事例研究会、相談員研修会の開催	3,211	3,313	消費生活センター 同中南和相談所
食の安全相談窓口の開設	食品の安全性に関する相談を、県内3保健所(郡山・中和・吉野)で行う。	—	—	各保健所
消費生活相談事業 (市町村支援・消費者教育)	市町村窓口を支援するとともに、消費者教育を推進するため、県消費生活センターに総合的市町村窓口支援プロデューサー及び消費者教育コーディネーターを配置する。	15,784	14,798	消費生活センター
事業者支援の強化	厳正な法執行や消費生活相談情報等を総合的に活用し、消費者トラブルを的確に解決するため、県消費生活センターに消費者トラブル解決支援指導員を配置する。	—	—	消費生活センター
奈良県商工会連合会活動推進事業における無料相談事業	県内商工業者が抱える法律上・税法上の諸問題、経営の改善、特許、その他経営上の諸問題について商工会等に無料相談所を開設し、顧問弁護士、税理士、中小企業診断士、その他専門の相談員が相談・指導に当たり問題解決を図る。	309	309	地域産業課
多重債務対策の推進	多重債務に係る相談窓口の周知・啓発や研修会の開催により、多重債務対策の推進を図る。 1. 相談窓口案内・債務整理方法案内チラシの作成・配布 【R 4年度実績】10,000部作成 【R 5年度予定】10,000部作成 2. 相談窓口等について県民日より奈良に掲載	83	50	消費・生活安全課消費者行政係
奈良県運営適正化委員会の設置運営 (社会福祉法)	運営適正化委員会を奈良県社会福祉協議会に設置し、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決することにより、福祉サービスを適切かつ安心して利用できるようにする。	7,684	7,684	地域福祉課

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 5年度	R 4年度	
医療安全推進対策事業	医療に関する患者等の苦情や相談等に迅速に対応し、医療機関への情報提供、指導等を実施する体制の整備により、医療の安全と信頼を高める。 ・医療安全相談窓口の運営 本庁、各保健所 【R 4年度実績】629件	116	116	地域医療連携課
小児救急医療電話相談事業	夜間、休日等に小児救急に関する保護者等の電話相談に看護師(必要に応じて小児科医)が対応し、医療機関への不要な受診を抑制するとともに、患者の家族に対して安心感を与えるための施策を行う。 携帯電話・プッシュ回線 #8000 I P電話・ダイヤル回線 0742-20-8119 【R 4年度実績】19,827件	40,490	35,640	地域医療連携課
奈良県救急安心センター運営事業	24時間体制で、医師や看護師が救急患者の医療相談に応じ、また、オペレーターが医療機関を案内することにより、真に急ぐべき患者が受診を控えることのないよう誘導するとともに、不要な救急車の要請を抑制、適正な救急医療の確保を推進する。 携帯電話・プッシュ回線 #7119 I P電話・ダイヤル回線 0744-20-0119 【R 4年度実績】76,160件	128,537	129,437	地域医療連携課
住まい相談窓口普及促進事業	行政機関等における住宅リフォームに関する相談窓口担当者向けに講習会を開催し、住宅相談窓口の充実を図る。 【R 4年度実績】講習会0回 【R 5年度予定】講習会1回	-	-	住まいまちづくり課
マンション管理に係る無料相談事業 (マンション管理の適正化の推進に関する法律)	マンションにおける良好な居住環境の確保を図るため、マンション管理士が管理組合の運営やマンションの修繕、日常生活に関わるトラブルとその対処などの無料相談を関連団体(NPO法人を含む。)と共催により実施する。 【R 4年度実績】相談件数 2,119件 【R 5年度予定】相談 随時	-	-	住まいまちづくり課
悪質商法相談業務	悪質な特定商取引等に関する相談業務を行う。	-	-	県警生活環境課

(2) 消費者被害の救済

奈良県消費生活審議会・苦情処理部会の運営 (奈良県消費生活条例)	消費者からの苦情のうち、解決が著しく困難であると認められる苦情について、あっせん又は調停を行う。	89	89	消費・生活安全課消費者行政係
消費者訴訟費用の貸付 (奈良県消費生活条例、同条例施行規則)	消費者が商品又は役務等の取引によって受けた被害に関して事業者を相手に訴訟を提起する場合に、訴訟費用の貸付を行う。 ① 限度額：1件50万円 ② 利息：無利息 ③ 条件：貸付要件に該当すること ④ 貸付額：知事が認める額 ⑤ その他：増額貸付制度がある	1,000	1,000	消費・生活安全課消費者行政係

3. 消費生活の安全の確保

(1) 指導・取締り

食の安全みはり番事業 (食品衛生法、食品表示法)	奈良県の食品衛生の監視指導については、「奈良県食品衛生監視指導計画」を策定し、食品による危害の発生の未然防止と食品等の衛生確保を図るため、県内3保健所に、食品衛生監視員を配置し、衛生管理の徹底及び監視指導の強化を行う。 【R 4年度実績】 ・監視施設数 許可を要する施設 : 2,769施設 許可を要しない施設 : 1,015施設	3,105	3,139	消費・生活安全課食品安全推進係 各保健所
-----------------------------	--	-------	-------	-------------------------

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 5年度	R 4年度	
事業者指導の強化	悪質事業者を排除するため、消費・生活安全課に事業者指導専門員を配置し、事業者指導を強化する。 また、消費生活センターに消費者トラブル解決支援指導員を配置し、消費生活相談等を総合的に活用して消費者トラブルの解決を図る。	—	—	消費・生活安全課 消費者行政係
農薬適正使用推進対策事業	農薬取扱業者、農業者等農薬使用者に対する研修指導等を行い、農薬による危害防止、適正な保管管理、安全使用を徹底し、安全な農産物の安定生産を図る。 【R 4年度実績】 ・農薬安全使用研修会の開催（7月20日、3月17日） ・農薬管理指導士の育成 ・研修会の開催 ・養成研修（1月19日～20日）、更新研修（1月13日、31日） 【R 5年度予定】 ・農薬安全使用研修会、農薬管理指導士養成/更新研修会の開催	1,048	1,048	農業水産振興課
薬事監視指導事業 (医薬品医療機器等法、毒物及び劇物取締法)	不良、不正医薬品の市場からの排除はもとより、安全で有効な医薬品等の流通を図り、県民生活の安全確保を充実する。	251	252	薬務課
麻薬取締事業	麻薬等が医療及び学術研究以外の用途に使用されることによって生ずる保健衛生上の危害を防止するため、その製造、譲渡、譲受、所持、施用等に関し必要な取締り及び指導を行う。	418	474	薬務課
毒物劇物取締事業	毒物及び劇物取締法に基づく製造業、販売業の登録等事業を行うとともに、毒物劇物の適正な取扱等について啓発することにより、毒物劇物による保健衛生上の危害発生を未然に防止する。	1,313	1,297	薬務課
貸金業登録及び監督指導業務	貸金業者に対し、登録を実施し、立入検査等を行い、事業者の適正な業務運営について指導する。	9	8	地域産業課
消費生活用製品安全法に基づく調査事務 (消費生活用製品安全法)	危険性の高い消費生活用製品（特定製品）の製造及び販売を規制するとともに、経年劣化により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれが多い消費生活用製品（特定保守製品）の適切な保守を促進し、併せて製品事故に関する情報の収集及び提供等の措置を講じることにより、一般消費者の利益を保護する。 県は、特定製品・特定保守製品の販売店への調査を実施し、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生の防止を図る。	—	—	地域産業課
ガス火薬電気保安事業 (高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、火薬類取締法、電気工事業の業務の適正化に関する法律、電気工事士法、電気用品安全法、ガス事業法)	高圧ガス、液化石油ガス、火薬類及び電気工事による災害を防止し、公共の安全を図る。 ・高圧ガス・液化石油ガスの一般消費者等に対する販売及びガス器具等の販売等を規制することにより、災害の防止と取引の適正化を図る。 ・火薬類の販売、消費等を規制することにより、災害の防止と公共の安全確保を図る。 ・電気工事士の免状交付、電気工事業の登録及び業務の規制を行い、電気工事業務の適正な実施を図ることにより、電気設備の保安の確保を図る。 ・電気用品の販売を規制することにより、電気用品による危険及び障害の発生を防止する。 ・ガス用品の販売を規制することにより、公共の安全を確保し、併せて公害の防止を図る。 【R 4年度実績】 ・高圧ガス・液化石油ガス販売事業者への立入検査：30事業所 ・火薬類消費事業者への立入検査：18事業者 ・液化石油ガス器具等、電気用品、ガス用品の販売店への立入検査：8事業者	908	823	消防救急課

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 5年度	R 4年度	
危険物行政推進事業 (消防法)	危険物取扱者及び消防設備士に対する法定講習を行い危険物等に係る災害を防止する。 ・危険物取扱者及び消防設備士の法定講習委託事務 【R 4年度実績】 講習会 ・危険物取扱者 8回(5月、6月、9月(2回)、10月、11月、12月、2月) ・消防設備士 2回(7月、2月)	6,518	5,883	消防救急課
悪質商法等取締り	悪質な生活侵害事犯等の取締りを推進する。	—	—	県警生活環境課

(2) 試験・検査及び調査

食品の検査による安全確認事業 (食品衛生法、食品表示法)	消費者に安全性の高い食品を供給するため、食品中に含まれる食品添加物、残留農薬・動物用医薬品、食中毒原因菌及び遺伝子組換え食品等の試験検査を実施する。 【R 4年度実績】 収去検査 643検体 ・県産農産物モニタリング調査 103検体	16,619	21,032	消費・生活安全課 食品安全推進係 食品衛生検査所 保健研究センター
伝達性海綿状脳症※スクリーニング検査 (と畜場法等) (※牛海綿状脳症(BSE)を含む)	奈良県食肉センターに搬入される牛、めん羊及び山羊について、と畜場法等に基づき「と畜検査」及び「伝達性海綿状脳症スクリーニング検査」を実施し、食肉の安全と県民の安心を確保する。 【R 4年度実績】 検査実績 牛：15頭、めん羊・山羊：0頭 計：15頭	545	545	消費・生活安全課 動物愛護係
未承認医薬品危害防止事業 (医薬品医療機器等法)	未承認医薬品の買い上げ検査や県民への啓発により、危険医薬品等による健康被害を防止する。	207	266	薬務課
食品生活試験事業 (食品衛生法)	食品衛生法等に基づく残留農薬、食品添加物、器具・容器包装など各種検査を実施する。	85	94	保健研究センター
大気・水質試験事業 (水質汚濁防止法、大気汚染防止法等)	生活環境の保全を図る一環として、空気や水に含まれる環境汚染物質等の測定を実施する。	710	711	景観・環境総合センター
保健衛生試験事業 (感染症法、食品衛生法、地域保健法、水道法、公衆浴場法等)	感染症、食品衛生、環境衛生等の予防対策の一環として微生物及び理化学試験検査を実施する。	1,205	1,338	保健研究センター
依頼試験研究指導事業 (産業振興総合センター手数料条例)	企業からの依頼に基づき、工業製品等の試験・分析を行う。 定性分析、定量分析、材料強度試験、繊維試験等 依頼件数【R 4年度実績】382件 【R 5年度予定】400件	10,699	12,185	産業振興総合センター

4. 適正な消費者取引の確保

(1) 表示・規格・計量の適正化

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 5年度	R 4年度	
不当景品類及び不当表示防止法の適正運用 (不当景品類及び不当表示防止法)	<p>不当景品類及び不当表示防止法を適正に運用することにより、商品や役務等の取引に関する不当な顧客誘引を防止する。</p> <p>1. 消費者庁、農林水産省近畿農政局、近畿各府県、その他関係団体との連絡調整・会議</p> <p>2. 消費生活相談窓口への法に関する情報提供・解釈指導</p> <p>3. 被疑事件の調査</p> <p>(1) 職権探知による調査</p> <p>(2) 申告及び通知による調査</p> <p>(3) 公正取引協議会との連携による集中指導</p> <p>4. 悪質事業者に対する行政指導・行政処分</p> <p>【R 4年度実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人関西広告審査協会「奈良県関係官庁連絡会」等 <p>【R 5年度予定】</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般社団法人関西広告審査協会「奈良県関係官庁連絡会」等 	12	26	消費・生活安全課 消費者行政係
自主基準設定に関する事業 (不当景品類及び不当表示防止法)	<p>事業者団体が自主商品に関する表示方法や景品提供の方法について定める(=自主基準の設定)ことにより、消費者の適正な選択を確保し、また、事業者間の公正な競争の促進を図る。</p> <p><県内の事業者団体における自主基準設定状況></p> <ul style="list-style-type: none"> 吉野葛適正表示基準(S58.9.1施行) 油菓子の表示に関する自主基準(S60.10.1施行) 	—	—	消費・生活安全課 消費者行政係
家庭用品品質表示法に基づく調査事務 (家庭用品品質表示法)	<p>消費者が商品を選択する際の目安となるよう、「家庭用品品質表示法」では、品目を指定し、その材質や取扱方法について表示事項を定めている。</p> <p>県は、指定された品目で表示事項を表示していなかったり、表示の標準を守らない事業者などに対する指示、また、その状況に応じて立入検査を実施し、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図る。</p>	—	—	地域産業課
食品表示適正化事業 (食品表示法)	<p>食品表示法に基づく食品表示の適正化を推進するため、食品表示の状況を日常的にモニターし県に報告する食品表示サポーターを公募により100名程度選任し、不適正表示に対する監視及び指導の強化を図る。</p> <p>食品表示110番を設置・運営し、疑義情報を収集する。</p> <p>【R 4年度実績】</p> <p>食品表示サポーターによる表示確認回数 1,499回</p>	16	16	消費・生活安全課 食品安全推進係
計量器の検定・検査 (計量法)	<p>取引・証明における適正計量を確保するため、使用中の質量計について精度確認の定期検査を行う。</p> <p>また、県内事業者に対して適正な計量の実施が確保されているかについて確認し、必要な措置を講じるため立入検査及び巡回指導を行う。</p>	1,251	1,552	産業振興総合センター
適正計量推進事業	<p>県内事業者における流通商品の適正な計量販売を促進するため、全国一斉商品量目立入検査と連動した商品の買上・検査を行う。</p> <p>【R 4年度実績】 中末期 2回実施</p> <p>【R 5年度予定】 中末期 2回実施</p>	265	265	産業振興総合センター
計量思想の普及事業	<p>計量行政の適正な執行のため、都道府県計量行政協議会等を通じて、国及び都道府県等との情報交換を図る。また、適正な計量の実施を確保するために主任計量者講習を実施する。</p>	629	564	産業振興総合センター

(2) 契約の適正化

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位：千円)		所管課
		R 5年度	R 4年度	
特定商取引に関する法律及び割賦販売法の適正運用 (特定商取引に関する法律、割賦販売法)	<p>特定商取引に関する法律及び割賦販売法を適正に運用することにより、消費者の利益を保護し、取引の適正化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費者庁、経済産業省近畿経済産業局、近畿各府県、その他関係団体等との連絡調整・会議 2. 消費生活相談窓口への法令に関する情報提供・解釈指導 3. 被疑事件の調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 職権探知による調査 (2) 申出又は通知による調査 4. 悪質事業者に対する行政指導・行政処分 5. 法に関する啓発 	52	261	消費・生活安全課 消費者行政係
奈良県消費生活条例の適正運用	<p>県消費生活条例を適正に運用することにより、消費者の利益を保護し、取引の適正化を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 消費生活相談窓口への条例に関する情報提供・解釈指導 2. 被疑事件の調査 <ol style="list-style-type: none"> (1) 職権探知による調査 (2) 申告又は通知による調査 3. 悪質事業者に対する行政指導 4. 条例に関する啓発 	—	—	消費・生活安全課 消費者行政係
宅地建物取引業法施行事務 (宅地建物取引業法)	<p>宅地建物取引業者等の免許・登録及び指導監督を行うことにより、その業務の適正な運営と宅地建物取引の公正を確保し、宅地建物の購入者等の保護と流通の円滑化を図る。</p> <p>【R 4年度実績】宅地建物取引業者の免許(新規・更新) 宅地建物取引士の登録及び取引士証の交付 宅地建物取引業法に基づく指導監督</p> <p>【R 5年度予定】同 上</p>	2,387	1,660	建築安全推進課
旅行業法施行業務 (旅行業法)	<p>旅行業等を営む者の登録制度を実施することにより、業務の適正な運営を確保し、旅行業務に関する取引の公正の維持、旅行の安全確保及び旅行者の利便の増進を図る。</p>	71	56	ならの観光力向上課

(3) 流通の円滑化

物価安定対策事業	<p>物価の高騰による社会的影響が懸念される場合や災害の発生等による生活関連物資の需給・ひっ迫等、不測の事態の発生の際は、関係機関と連携し、小売店舗への価格調査を実施し、不合理な価格形成を未然に防止する。</p> <p>緊急時に即時に国・市町村と連携できる体制を整えるため、通常時においては国等による消費・物価動向情報を把握する。</p>	—	—	地域産業課
食品流通対策事業	<p>食と農の連携強化や経営基盤の強化を通じた食品産業の体質強化、食品流通の効率化・活性化の推進に向け、関係機関との調整を図るとともに、情報収集、発信の強化を図る。</p>	327	327	豊かな食と農の振興課

事業名 (根拠法令等)	事業の概要等	当初予算額 (単位:千円)		所管課
		R 5年度	R 4年度	
小売物価統計調査 (統計法に基づく基 幹統計調査、小売物 価統計調査規則)	<p>【調査の目的】 国民の消費生活上重要な支出の対象となる商品の小売価格、サービス料金(価格調査)及び家賃(家賃調査)を、全国的な規模で小売店舗、サービスを提供する事業所等から毎月調査し、消費者物価指数その他物価に関する基礎資料を得る。</p> <p>【実施機関】総務省統計局</p> <p>【調査の対象】</p> <p><動向編> 価格調査 — 総務省が定める調査地区(奈良市、田原本町)において代表的な店舗等での小売価格を調査 家賃調査 — 総務省が定める調査地区(奈良市、田原本町)において民間借家に住む世帯の家賃等を調査</p> <p><構造編> 総務省が定める調査地区(橿原市、桜井市、五條市、生駒市)において、地域による小売価格の差を調査</p> <p>【主な調査項目】</p> <p><動向編> 価格調査 — 商品の小売価格、サービス料金(授業料、水道料、保育料など)など(指定345品目) 家賃調査 — 住宅の1か月分の家賃、延面積など</p> <p><構造編> 商品の小売価格など(指定58品目)</p>	11,143	10,331	統計分析課
家計調査 (統計法に基づく基 幹統計調査、家計調 査規則)	<p>【調査の目的】 全国の世帯を対象に国民生活における家計収支の実態を毎月調査し、個人消費の動向や地域的差異を明らかにすることで、国の経済政策や社会政策立案のための基礎資料を得る。</p> <p>【実施機関】総務省統計局</p> <p>【調査の対象】</p> <p>二人以上の一般世帯 — 奈良市 96世帯 五條市 12世帯</p> <p>単身世帯 — 奈良市 8世帯 五條市 1世帯</p>	19,202	19,197	統計分析課
公衆浴場入浴料金統 制額の指定に関する 事業 (物価統制令、奈良 県公衆浴場入浴料金 協議会規則)	<p>・公衆浴場入浴料金協議会の開催 公衆浴場業者からの料金改定申請を受けて協議会への諮問を行い、知事が料金改定の指定を行う。</p> <p>【直近の開催の実績】</p> <p>開催日 令和5年7月31日 料金改定日 令和5年10月1日 改定料金 大人480円、中人200円、小人100円 に改定</p>	96	96	消費・生活安全 課営業指導係